

地域建設業経営強化融資制度の取扱期間を延長します。

「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」を改正し、下記のとおり取り扱うことにしましたのでお知らせします。

記

1 改正内容

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、国において「地域建設業経営強化融資制度」が1年間延長されたことを受け、札幌市においても、この制度の取扱期間を延長します。

2 取扱期間

平成24年3月31日まで

3 参照

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/26yushiseido.pdf>

4 お問い合わせ先

札幌市財政局管財部契約管理課 TEL011-211-2442